

各表の使用料金は税抜き価格を表示しております。  
 当該公の施設の使用の時間等に応じ、各表の規定により算出した額に消費税率を乗じて得た額が使用料となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。  
 (市川市使用料条例第2条参照)

【都市公園使用料】

国府台野球場使用料

区分		1時間当たりの額			
		～平成31年3月31日		平成31年4月1日～	
		市民等	市民等以外の者	市民等	市民等以外の者
一	般	<u>1,800円</u>	5,400円	<u>1,200円</u>	5,400円
学	生	<u>900円</u>	2,700円	<u>600円</u>	2,700円

備考 興行の目的で使用するときの1時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

## 陸上競技場使用料

区分		1時間当たりの額			
		～平成 31 年 3 月 31 日		平成 31 年 4 月 1 日～	
		市民等	市民等以外の者	市民等	市民等以外の者
貸切りの場合 (練習以外の 場合に限 る。)	一 般	<u>1,560円</u>	4,680円	<u>1,040円</u>	4,680円
	学 生	<u>780円</u>	2,340円	<u>520円</u>	2,340円
区分		1回当たりの額(1人につき)			
		市民等	市民等以外の者		
練習のために 使用する場 合	一 般	290円	870円		
	学 生	140円	430円		

備考 興行の目的で使用するときの1時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料

区分	1時間当たりの額(1面につき)			
	～平成31年3月31日		平成31年4月1日～	
	市民等	市民等以外の者	市民等	市民等以外の者
一般	660円	1,330円	440円	1,330円
学生	330円	660円	220円	660円

備考 興行の目的で使用するときの1時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

北市川運動公園テニスコート照明施設使用料(変更なし)

1時間当たりの額	1面につき	140円
----------	-------	------

大町公園動物園入園料(変更なし)

区分	1日当たりの額(1人につき)
高校生及び大人	400円
小中学生	100円

備考 25人以上の団体で入園するときの1日当たりの額(1人につき)は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

大町公園動物園年間入園料(変更なし)

区 分	1年当たりの額(1人につき)
高 校 生 及 び 大 人	1,150円
小 中 学 生	290円

大町公園動物園備品使用料(変更なし)

区 分	1日当たりの額
ベ ビ ー バ ギ ー	1台につき 50円
区 分	1回当たりの額
コ イ ン ロ ッ カ ー	100円
ミ ニ 鉄 道	1人につき 100円

## 北市川運動公園集会室使用料

区分	1時間当たりの額			
	～平成 31 年 3 月 31 日		平成 31 年 4 月 1 日～	
	市民等	市民等以外の者	市民等	市民等以外の者
集 会 室 1	<u>110円</u>	220円	<u>70円</u>	220円
集 会 室 2	<u>90円</u>	180円	<u>60円</u>	180円
集会室1及び集会室2を1室として使用する場合	<u>200円</u>	400円	<u>130円</u>	400円

## その他の都市公園使用料(変更なし)

区 分	期間の 単 位	期間の単位当たりの額
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1 日	1平方メートルにつき45円(店舗その他これに類する施設を設置しないで行為をする場合は、1人につき150円)
業として写真の撮影を常時行う場合	1 月	写真機1台につき 1,500円
業として写真の撮影を臨時に行う場合	1 日	写真機1台につき 300円
業として映画又はビデオの撮影等を行う場合	1 時間	1,500円

興行を行う場合	1 日	1平方メートルにつき 15円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものを行う場合	1 日	1平方メートルにつき 3円
区 分		1月当たりの額
公園施設を設置する場合		1平方メートルにつき 150円
公園施設を管理する場合	大町公園動物園売店	62,900円
	その他の公園施設	1平方メートルにつき 750円